

☆☆
☆☆
☆☆
☆☆
☆☆ 多 久 市 議 会 定 例 会 議 案 ☆☆
☆☆
☆☆
☆☆
☆☆

令和 4 年 9 月 1 日 提出

多 久 市

目 次

ページ

議案甲第 2 4 号	多久市議会議員及び多久市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例…	1
議案甲第 2 5 号	多久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例…	3
議案甲第 2 6 号	多久市税条例等の一部を改正する条例…	7
議案甲第 2 7 号	多久市農業用施設等分担金徴収条例の一部を改正する条例…	1 2
議案甲第 2 8 号	林道災害復旧事業 3 年災林道山頭線 1 号災害復旧工事の請負契約の一部変更について…	1 3
議案乙第 3 2 号	令和 3 年度多久市一般会計歳入歳出決算の認定について…	1 4
議案乙第 3 3 号	令和 3 年度多久市給与管理・物品調達特別会計歳入歳出決算の認定について…	1 5
議案乙第 3 4 号	令和 3 年度多久市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について…	1 6
議案乙第 3 5 号	令和 3 年度多久市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について…	1 7
議案乙第 3 6 号	令和 3 年度多久市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について…	1 8

議案乙第 3 7 号	令和 3 年度多久市宅地造成事業特別会計 歳入歳出決算の認定について……………	1 9
議案乙第 3 8 号	令和 3 年度多久市国民健康保険事業特別会計 歳入歳出決算の認定について……………	2 0
議案乙第 3 9 号	令和 3 年度多久市後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算の認定について……………	2 1
議案乙第 4 0 号	令和 3 年度多久市病院事業会計決算の認定 について……………	2 2
議案乙第 4 1 号	専決処分の承認について（令和 4 年度多久市一般 会計補正予算（第 4 号））……………	2 3
議案乙第 4 2 号	令和 4 年度多久市一般会計補正予算（第 5 号）……………	別冊
議案乙第 4 3 号	令和 4 年度多久市国民健康保険事業特別会計 補正予算（第 2 号）……………	別冊
議案乙第 4 4 号	令和 4 年度多久市後期高齢者医療特別会計 補正予算（第 1 号）……………	別冊
報告第 1 1 号	放棄した債権の報告について……………	2 5

議案甲第24号

多久市議会議員及び多久市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

多久市議会議員及び多久市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成9年多久市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条及び第10条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第13条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の多久市議会議員及び多久市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和4年9月1日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、公営に要する経費に係る限度額を引き上げるため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第25号

多久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

多久市職員の育児休業等に関する条例（平成4年多久市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当

してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号中イをウとし、同号ア中「当該非常勤職員がする」を「当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「当該配偶者がする」を「当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号中アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた

日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「各号」を「各号に掲げる場合」に、「とき」を「場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条第2号を第3号とし、同条第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条の見出し中「再度の育児休業をすることができる」を「育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める」に改め、同条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、

「当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条(第5号に係る部分に限る。)及び第11条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和4年9月1日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和等を行うため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第26号

多久市税条例等の一部を改正する条例

(多久市税条例の一部改正)

第1条 多久市税条例（昭和29年多久市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第33条第4項を次のように改める。

- 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

- 6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、

同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り、適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は

第 37 条の 8」に改める。

附則第 20 条の 2 第 4 項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 20 条の 3 第 4 項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 20 条の 3 第 6 項中「翌年の 4 月 1 日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの規定」を「確定申告書にこの項の規定」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第 26 条を削る。

（多久市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 多久市税条例の一部を改正する条例（令和 3 年多久市条例 13 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢 16 歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中多久市税条例第 33 条第 4 項及び第 6 項、第 34 条の 9 第 1 項及び第 2 項、第 36 条の 2 第 1 項ただし書及び第 2 項並びに第 36 条の 3 第 2 項及び第 3 項の

改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに次条第3項の規定は、令和6年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の多久市税条例(次項において「新条例」という。)第36条の3の2第1項の規定は、前条本文に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後に支払を受けべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けべき第1条の規定による改正前の多久市税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 前条ただし書に掲げる規定による改正後の多久市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和4年9月1日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 27 号

多久市農業用施設等分担金徴収条例の一部を改正する条例

多久市農業用施設等分担金徴収条例（昭和 46 年多久市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「進ちよく」を「進捗」に改める。

別表に次のように加える。

緊急しゅんせつ推進事業	100 分の 15
-------------	-----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

緊急しゅんせつ推進事業に係る受益者の負担率を定めるため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第28号

林道災害復旧事業3年災林道山頭線1号災害復旧工事の請負契約
の一部変更について

林道災害復旧事業3年災林道山頭線1号災害復旧工事の請負契約（令和3年6月17日議決、議案甲第18号。令和4年3月18日議決、議案甲第9号にて工期の変更。令和4年6月20日議決、議案甲第16号にて工期の変更）の一部を次のように変更する。

契約の金額の項中「161,447,000円」を「176,403,700円」に、工期の項中「令和4年9月30日」を「令和4年12月5日」に改める。

上記の議案を提出する。

令和4年9月1日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提案する。

議案乙第 3 2 号

令和 3 年度多久市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和 3 年度多久市一般会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和 4 年 9 月 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第 33 号

令和 3 年度多久市給与管理・物品調達特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 3 年度多久市給与管理・物品調達特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和 4 年 9 月 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第 3 4 号

令和 3 年度多久市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

令和 3 年度多久市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和 4 年 9 月 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第35号

令和3年度多久市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和3年度多久市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和4年9月1日

多久市長 横尾 俊彦

議案乙第 36 号

令和 3 年度多久市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

令和 3 年度多久市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和 4 年 9 月 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第37号

令和3年度多久市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和3年度多久市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和4年9月1日

多久市長 横尾 俊彦

議案乙第 38 号

令和 3 年度多久市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

令和 3 年度多久市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和 4 年 9 月 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第39号

令和3年度多久市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和3年度多久市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和4年9月1日

多久市長 横尾 俊彦

議案乙第40号

令和3年度多久市病院事業会計決算の認定について

令和3年度多久市病院事業会計決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和4年9月1日

多久市長 横尾 俊彦

議案乙第41号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年度多久市一般会計補正予算（第4号）について、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和4年9月1日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

令和4年度多久市一般会計補正予算（第4号）を専決処分したので、承認を求める必要がある。

専決第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年度多久市一般会計補正予算（第4号）について、別冊のとおり専決処分する。

令和4年7月1日

多久市長 横 尾 俊 彦

報告第 1 1 号

放棄した債権の報告について

多久市債権管理条例（平成 3 0 年多久市条例第 4 号）第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、市の債権について、別紙調書のとおり放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 9 月 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

別紙

債権放棄調書

債権放棄年月日：令和4年3月31日

債権の名称	債権放棄の事由	放棄した債権			備考
		人数	件数	金額	
診療費	第5号該当 (時効期間満了)	9人	9件	566,450円	時効 3年
		平成29年度	9人	9件	
	計	9人	9件	566,450円	